

平成30年第4回平取町議会定例会（開会 午前9時31分）

議長

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、去る6月12日、ポールスター札幌で開催されました第69回北海道町村議会議長会定期総会におきまして、平成30年勤続功労表彰の贈呈がありましたのでこれより表彰状の伝達を行いたいと思います。ただいまより、平成30年第4回平取町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、5番井澤議員と6番藤澤議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、6月15日に議会運営委員会を開催いたしまして、協議をしておりますので、その結果につきまして、議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。本日、召集されました第4回町議会定例会の議会の運営等につきましては、6月15日に開催しました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日6月21日から明後日22日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日、6月22日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日6月22日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成30年4月分の出納検査結果報告がありました。次に日高町西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

本年4月からの教育行政報告をいたします。はじめに学校教育事業にかかる小中学校の現況についてご説明申し上げます。本年度、町内小学校及び中学校の第1学期は4月6日に始業式を終え既に3か月が経過するところであり、1学期も終盤に入っております。平成30年度における児童生徒の状況におきましては5月1日現在におきまして、小学校5校あわせて253名、中学校2校で

123名、合計で376名となっております。このうち特別支援学級への入級者は小学校7名、中学校3名となっております。児童生徒の総数では前年度より小学校で12名の減、中学校では11名の減となっているところでございます。教職員体制としましては校長3名、教頭5名が新たに赴任となり、あわせて一般教員、教職員につきましても異動がありましたけれども、児童生徒及び保護者、地域とも積極的に信頼関係を構築することに努力され、各学校における指導体制は築かれているところでございます。町単独採用となります教員につきましても中学校2名、時間講師が小学校1名、特別支援教育支援員につきましても小学校4校、中学校1校において、あわせて12名を配置しているところでございます。また、本年度における全国学力学習状況調査につきましても、4月17日に実施されたところでありますけれども、当町におきましても、6年生が欠学となっております貫気別小学校を除き全学校参加するとともに、実施後速やかに自己採点を行うなかで各学校における課題等の分析把握に努めている状況でございます。各学校におきましても自己採点結果をもとに、家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学校改善プランの見直しについても取りかかっているところであります。なお詳細な結果が国より公表され次第、議会にもご報告いたしますのでよろしく申し上げます。また町独自で行っております標準学力調査につきましても、同日において全ての小中学校で実施し、小学校2年生から5年生、中学校1、2年生が受けており、その結果が出次第、各学校に戻し課題等の分析把握に役立てることとしております。各学校行事につきましてもですが、現在まで計画どおりに実施されております。小中学校の修学旅行、中学校での体育祭また小学校における運動会におきましても17日までに終了したところでございます。なお体育祭、運動会におきましても議員の皆さまにもご多忙のところ、ご参観いただきましたことに感謝申し上げますところでございます。次に5月7日に開校しました公営塾平取義経塾につきましても現在中学生59名、高校生21名の80名がカウンセリング終了し、受講が始まっている状況でございます。今後高体連、中体連が終了した後に受講生が増えることが予想されるところでございます。社会教育におきましても児童館、児童クラブのない地区の小学生の放課後の居場所づくりとして実施をしております、放課後子ども教室を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開設しております。紫雲古津24名、二風谷21名、貫気別27名の児童が参加をしている状況でございます。また振内、貫気別、本町3地区で開設されております高齢者大学につきましても、今年度67名の方が入学し学習活動を始めており、既に6月上旬には修学旅行も終了しております。社会体育では小学校1年生から3年生までを対象とした遊びを中心とした体力づくりリトルラビッツスポーツクラブを本町、貫気別地区で開催し、2地区合計で51名の子どもたちが参加している状況でございます。残念ながら振内地区は参加者が少なく、今年度は実施を見送っている状況でございます。5月4日には北海道日本ハムファイターズフィールドクラブ少年野球教室を開催してお

ります。前日の雨により町民体育館での開催となりましたけれども、33名の小中学生が参加をしている状況でございます。文化財課におきましては4月24日から5月27日まで沙流川歴史館において、企画展、「日高の石身近にある変わった石」を開催し、その後貫気別支所、振内支所で移動展示を行っており、来週にはふれあいセンターびらとりで行う予定となっております。また6月3日には二風谷旧マンロー邸前庭におきましてマンロー先生を偲ぶ会が開催されております。図書館におきましては既に1回の映画上映会を実施し、52名の方が訪れております。また生後3か月の乳児に2冊の本をプレゼントするブックスタートにつきましては、5月に7名の対象者に贈呈をしております。そのほかにも各担当におきましては年間事業計画に沿って事業を実施してきているところでございます。また皆さんのお手元に資料がありますけれども、5月下旬にはポーランド共和国のジョーリ市を訪問してきております。ポーランド国家独立回復に貢献のあったブロニスワフ・ピウスツキ氏が1903年に二風谷を訪れ、アイヌ民族文化の研究をしていたことが今回の訪問のきっかけとなっております。今年がポーランド独立回復100周年にあたり、ジョーリ市にブロニスワフ氏の銅像を建立するにあたり、その原画を二風谷工芸館の関根真紀さんが描いたことで、平取町が招待を受けたところでございます。ジョーリ市博物館はポーランドで初めてアイヌ文化展示会を開催したことでも注目を集めており、開催にあたっては二風谷アイヌ文化博物館も協力をしております。銅像の除幕式では在ポーランド日本大使館からも出席があるなか、平取町訪問団も出席し式の中で祝辞を述べてきたところでございます。また関根健司、真紀夫妻がジョーリ市博物館でアイヌ文化のワークショップを市民、子どもたちを対象に行うなど、文化交流も進めてきたところでございます。これをきっかけとして、ジョーリ市と平取町との国際交流が一層深まることを願うところでございます。以上本年4月からの教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で、行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名いたします。5番井澤議員を指名します。5番井澤議員。

5番  
井澤議員

私は平取町は2007年、先住民族の権利に関する国際連合宣言を遵守する町としての宣言をすべきではないかということに対しまして質問をしたいと思っております。20数年間のアイヌ民族にかかわる政治行政、文化についての大きな変化は平取町とお住まいになるアイヌ民族の方々にとって、大変大きな変化の年月でありました。1997年制定の略称アイヌ文化振興法によって、さまざまなアイヌ文化振興策がこの20年間平取町でも行われた結果、その成果は大変大きいことは皆様ご存じのことです。次に、法に先立って、1994年に平取町在住で今は議場に名誉町民として掲げられております萱野茂さんがアイヌ民

族で初の国会議員、参議院議員となって、法の立案に活躍されたことはまだ記憶に新しいものです。また1997年、アイヌ新法のできた年ですけれども、司法の場、札幌地方裁判所で、略称二風谷ダム裁判でアイヌ民族が日本の先住民、少数民族として認定されたことはアイヌ民族にとって画期的なことでありました。続いて10年後の2007年に国連で先住民の権利に関する国際連合宣言が採択され、日本もこの採択に加わったことでアイヌ民族の存在が国内だけのことではないことが明らかになりました。続いて翌2008年に国会の衆参両議院でアイヌ民族を先住民とすることを求める国会決議が採択され、日本政府も官房長官談話を出しアイヌ民族を少数民族と認めました。続いて、その20数年にわたる新しい法のもとでアイヌ施策については行われてきましたけれども、アイヌ振興法の施行から20年たって、現在、政府はそれに代わる新しい新法を検討中ではありますが、その中身は2007年の先住民国連宣言の権利の回復が全くといってよいほど反映されていない状況です。また、本年2018年は北海道命名150年に当たるとして、北海道庁は記念行事等を予定していますが、振り返ってみればこの150年間は、アイヌ民族の言語や生活の糧が全て政策によって奪われた年月であったことを私たちは認識しなければならないと考えます。また、本町の平取アイヌ協会は、北海道アイヌ協会でも2番目に多い会員で創設されており、アイヌ民族の方が数多く町内に住む町でもあり、アイヌ民族の文化伝承が数多く残る町でもあります。町行政にアイヌ施策推進課があり、議会にアイヌ特別委員会があり、アイヌ施策の最高決定機関として平取町アイヌ協議会を持っております。また、平取町は北海道大学保管のアイヌ遺骨の返還に行政、議会、アイヌ協会の三者で取り組んでおり、町内に二つの団体も取り組んでいる存在があります。以上のことから考えまして、アイヌ民族初の国会議員を生み、二風谷ダム裁判でアイヌ民族を先住民と認定させた町として、平取町はアイヌ民族の権利の回復と福祉の向上や北海道大学アイヌ遺骨のふるさとへの返還などの実現のために、国連の先住民の権利に関する国際連合宣言を遵守する町として、早急に宣言すべきであると考えますがいかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

ただいまの井澤議員の一般質問にお答えをしたいと思います。先住民の権利に関する国際連合宣言の権利回復が反映されていないという認識については、同じ認識ではありますけれども、先住民の権利に関する国際宣言について、第1条の集団及び個人としての人権の共有から国籍に関する権利、生命、身体、自由と安全、同化を強制させない権利、強制移住の禁止、主権国家の領土保全と政治的統一、国際人権の尊重の第46条までの条文となっておりまして、政治、経済、文化その他広範な分野にわたって先住民及び個人の権利及び自由について規定しており、国が目指すべき基準を宣言したものであって基本的には国

が行うものと考えます。このようなことを一自治体が遵守、守り従うということはなかなかできるものではなくて、国に対しては批准をした国としての責任を取り目指すべき基準に少しでも近づけられるような要望は可能ではありますが、宣言するということは難しいと考えます。以上、答弁させていただきます。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

今、アイヌ施策推進課長からご回答いただきましたが、物事が成就していくというのは、国が全てできることではないと思います。先ほど私が長々と9項目について、このような平取町においてアイヌ民族に関する国の法律、そしてまた平取町でそれによって行われた状況がある、特に法律が1997年のアイヌ文化振興法は文化に特定して、権利というものはかけ離れた法律でありまして、萱野参議院議員もこの法律に大変ご苦労されてかかわったんですが、後に、自分としてはもう、この段階で引かなければ政府としてこの法律が成立に努力してもらえないのではないかということで、やむを得ない選択の中で権利の回復が一切認められていないようなアイヌ文化振興法を認めざるを得なかったということを後に述懐されておりますけれども、政府だけが行える行政法律だけではなく、物事を成就するためには、国民の1人、アイヌ民族の1人の方々の声がまずその地域で、私どもの平取町で拾い上げられ、そのことをまとめて行政としては、北海道そして国に向けて発信していくという、逆向きっていうことで政府の行政に変化をもたらす、そういうようなことが地方自治体行政について可能なことではないかなと思うんですが、その辺のことについてはいかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。先ほど井澤議員のご質問の中にありましたけれども、1997年にアイヌ文化振興法が施行されまして、その後国連宣言とまた二風谷ダム裁判、それから2008年、平成20年にアイヌ民族を先住民族とする国会決議が採択されたと、こういう一連の流れの中で内閣官房の諮問組織としての有識者懇談会が発足しておりまして、その中でこの国連宣言等も尊重しながら立法的な措置を進めるということ、方向性として確認をしたということ、ございまして、今、最終的に政府のほうで進めるアイヌ新法のかたちの中では、この懇談会の報告でもあり、国連宣言を尊重すると。方向性としては尊重するといった方向性も出しているということでございますので、行方と申しますか、動向をまず見なければならぬということで、いわゆる国家的な立法としてのアイヌ民族の権利回復等をどう入れ込むかという作業が非常に注目されることであると思いますので、やはりその辺は地方公共団体としても見据えるべき

かなというふうに思っております。それで今の質問のとおり、やはりアイヌの方々が多く住んでいる平取町としてのこういう立法に対しての関与と言いますか、今までの私どものやってきた政策とか施策も含めて意見を述べるということは非常に大事なことだというふうに思っておりますので、その辺はなかなか立法までのスケジュールが厳しいということも聞いておりますけれども、この辺はアイヌ協会ですとか、町民の方、議会とも相談して、私どもとして権利回復を含めたアイヌ施策のあり方についての提言を、やはり国にぶつけるということはして参りたいというふうには考えてございます。以上でございます。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

先週、北海道新聞で公表されていましたが、昨年北海道庁がアイヌ民族の方々の生活等の状況についての実態調査を行ったということがありまして、2012年に次ぐ5年ぶりのことだそうです。その調査の中ではアイヌ民族の方々の数は1万3千人なにかしというこの新聞報道が出ていますけれども、その詳細な各自治体における世帯数とか、住民数、そういうことについてはその報道の中には出ておりませんし、まだ調査が完成していないかもしれませんが、その中で平取町でどのようなアイヌ民族の方々の世帯の把握、またはそれが公表されていくのか、その辺のことについておわかりになる範囲で教えていただければと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

先週の金曜日に北海道新聞で報道されましたが、調査の関係ですけれども、これにつきましては既に北海道のホームページのほうで報告書が出されておりました。その中には特に各地域の数が書いてるわけではなくて、振興局単位で数字なども報告が出されています。うちの町も昨年11月1日基準で12月中まで調査を行いましたけれども、全道的に数としては新聞報道があったように、3000人ほど減少しているということですが、うちの町も、調査としては5年前と比較して百数十名減っているということになっておりまして、割合としても比較としては、今回の場合は平成27年の国勢調査との比較ということで、人口も減っているとは思いますが割合としては19%という結果が出されています。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

道の調査の中では全道としてはアイヌ民族の方々の人口が5年前から3500人ぐらい減っているという把握された数字のことが報道されたわけですが、権利の回復ということになってきますと、アイヌ民族の方々が例えば、平

取町アイヌ協会の方については、自分がアイヌ民族であるということで3代前の戸籍まで添えてアイヌ協会の会員となれるというようなことで、現在としては大変、きちんとしたことの中で、アイヌ民族の存在、そして活動というのが続けられておりますけれども、最近、研究者の中でサイレントアイヌという言葉が発表されていますけれども、沈黙するアイヌという日本語に訳すと意味かなというふうに思いますけれども、私どもの町としては歴史のある町でありますし、例えば先ほど萱野茂さんのことを言ったときに名誉町民として顕彰されていますが、この議場の一番最初の名誉町民格として顕彰されています平村ペンリウク氏の活動があって、アイヌ学校をつくったいろんなことがあって、顕彰碑があって、それでこの議場に最初の顕彰者として掲額されて表彰されているわけですが、そのようなことの中なかで平取町内で小説を発表された方、いろんな方がいて、発表する手段を持っていてそして活動してきた方々が大勢いらっしゃいますけれども、明治の、江戸時代からかもしれませんが、はっきりわかる事としては、明治になってこの150年の中で政策によってありとあらゆるその権利が、アイヌの方々の言語からはじめて権利が、奪われているなかで学校教育の場でも非常な大きな差別があって、サイレントアイヌという沈黙をせざるを得ないというか、沈黙しているアイヌという方々がおられるということの存在もあって、このアイヌ民族、全道で1万3118人ということだけで表せられない、アイヌ民族としての血統を持っておられる方はもっと大きな数字ではないかと思っておりますけれども、私どもが平取町としてアイヌ民族施策を進めていく上で、やはりサイレントアイヌを生み出さない、差別のないこの町にしていくということが、先ほど言いましたけど行政にアイヌ施策推進課があり、議会にアイヌ特別委員会があって、アイヌの政策最高決定機関という協議会も持っている町として、私は改めてこの国際連合宣言を遵守する町としてふさわしいのではないかと、11年もたっていますけれども、この2007年から。それでもまだ政府が新しいアイヌ新法のなかでアイヌ民族の権利の回復については、私は全くと言っていいほど回復のことに触れていないし、そして、福祉の分野についても躊躇しているというようなことが報道されておりますので、最終的にどのようなかたちでアイヌ新法が出てくるかわかりませんが、まさしく私どものこの平取町を支えてくださっていらっしゃるアイヌ民族の方々が、町民としてそのことの権利を守るという意味で、私は改めて2007年の先住民国連宣言を宣言することは行政的に言っても決してやぶさかなことではないかと思っておりますが、この辺のことについて大所高所から行政から今、町長としてこれらの政策に色濃く関わっておられる川上町長から、このことについてご回答がいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

議長

町長。

町長

私のほうからお答え申し上げたいと思っておりますが、再度繰り返しになるうかと思

いますけれども、平取町が先住民の権利に関する国際連合の宣言を遵守する宣言につきましても、やはりこの内容からいっても、一つの自治体というよりは国レベルの問題でございまして、国の責任においてそういった目指すべきものであるというふうに考えておりますので、現在のところは宣言することは難しいというふうに考えております。しかし町としてはアイヌ文化の復興あるいは、振興については町の重要施策の一環ということで取り組んでございまして、宣言するしないにかかわらず、町としても、今後とも町の文化としてしっかりと取り組んで参りたいというふうに思っておりますし、これらの宣言につきましては、やはり道のアイヌ協会、あるいは地元のアイヌ協会とももう少し熟成をさせながら、状況をみながら、また必要に応じては要望等をしていくということが重要ではないかというふうに思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

町長からお強い言葉をいただきましてありがたく思いますが、要は、最終的には権利の回復が前提ではありますが、この平取の町からアイヌ民族、アイヌ差別がなくなる町であることを私は一番に願っています。そうすると、諸々の施策についても、十分にアイヌ民族の方々、そして、そうでない町民の方々も一体として受け入れていって、今、二風谷地区を含めているろんな大変なお金をかけて、助成も受けながら進めているところですけども、先に亡くなった紫雲古津の鍋澤保エカシがよく言っていましたけども、このアイヌ遺骨の権利のふるさとへの返還については、アイヌ民族にとっての最低限の権利の回復なので、しかし、ここにとどまらないでアイヌ民族全体の権利の回復に向かうように、自分も頑張っているというようなことをお聞きしたことがありますけれども、やっぱりそう発言できる、してきたアイヌでは、エカシと呼ばれる鍋澤保さんの言葉を紹介しましたけども、その中で差別によって自分がアイヌである、自分のアイヌとしての特性とか人としての権利が奪われていたという過去が、150年間の行政がアイヌ民族を支えることは一切なかった。20年前の1997年のアイヌ新法の前の法律は皆さんご存じだと思いますけれども、北海道旧土人法というようなことで、もうつい現代になってそこまで、そういう差別用語として使われてない土人という言葉は法律の中に残っていた。油断するとそういうことがいつまでも続くし、その中で、この差別の中で沈み込んでいって、なかなか人権、そして個人の資質の向上、豊かな国民としての生活、町民としての生活でもありますけれども、それができないという歴史があったということをおもは、行政、議会としてもやはり改めてここで再認識して、アイヌの権利の復権について、一つでも実現するようなことを、今のこのアイヌ新法の新しい今検討中の新法の中にできるように、やっぱり町行政、議会そして町民として、アイヌ協会の皆さんの努力も必要だというようなことを今質問させて



いただいて、ご回答いただき改めて思ったところです。そのようなことの中で、より良い平取町の未来のために、このアイヌの民族の方々の人権の復活ということもいつも認識して最優先にかかわる・・・。しかし政治というのは行政、政府が法律を定めなければできないという限りがあるということはありませんけれども、日常の中で私ども、私一議員としても、行政にそのことを問いながら良い方向を目指していきたいなと思っております。今、アイヌ民族の事柄について十全な施策が行われていますけども、何か行政として今、課題となっているようなことがあったら教えていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議長

町長。

町長

1997年、平成9年にアイヌ文化振興法が制定されまして、施行後21年余りが経過したところでございますが、国は総合的な施策の一環として、新しい法律、2020年までに制定を目指すということになってございます。これまでの文化のあるいは福祉の一部に位置付けされていたアイヌ政策に、地域あるいは産業振興が加わったことは大きな前進というふうに考えておりまして、制定に向けてさらに、アイヌの人達の意見等を反映させて一層の権利回復につながる内容になるように我々も要請をいたしました期待をしているところでございます。また、これまで町としてもアイヌ文化の復興振興につきましては、やはり従来ありました差別のないこと、あるいはアイヌの方々のアイデンティティ、誇りに思うこと、それから生業につながるようなことが我々は大きな目標としてこれまで議会あるいは町、アイヌ協会とも、町ぐるみでこれまで取り組みを進めてございますので、そういった意味で我々が、平取町小さな町でありますけれどもそういった模範を示すようなかたちで、それが大きく全国に広がるようなかたちを今後ともしっかりと取り組みをして参りたいと思っておりますし、必要なことはこれからも国にしっかりと地域の声を伝えて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

井澤議員の質問は終了いたします。続きまして10番、四戸議員を指名いたします。四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。先に通告してございました案件につきまして質疑していただきますので、理解あるご答弁のほどよろしくお願ひいたします。質疑の中身はざっくりと申し上げますと、今後増えていく、要するに高齢者の施設の対策について伺っていきたく思いますのでよろしくお願ひいたします。我が平取町も、今後団塊の世代の町民が高齢化を迎える時が7年後から10年後をピークに年々増えてまいります。国立社会保障人口問題研究所によりますと、その発表では、高齢化率は世界の主要国の中では日本は最速となっております。その背景は今よく言われている少子化や平均寿命の伸びがございます。道内では、全

国を若干上回る速さで高齢化が進んでおります。さらにその影響で急激な人口構成にも見舞われているのも現実でございます。平取町におきましても、年々、高齢者が増え続けているのは現実でございます。その町民を担当する福祉課、また社会福祉協議会、福祉会においても増え続ける高齢者の対応に毎日大変な思いをされていることと思います。私たちの平取町にとりましても、町立病院の今建設されておりますが、今後におきましても、老朽化した平取町役場、それから体育館などの整備を考えると、大変厳しい財政状況になっていくと考えられますが、私にとりましてはこの増え続ける高齢者対策として、医療と福祉を一体的に整備することが望ましいと常日ごろから考えております。また、その施設の整備を望んでいる町民の方も多くいらっしゃるのも現実でございます。町長も執行方針の中で話されておりますが、要するに、町民が安心して生活できるようお話をされております。その施設の整備について、これから何点かに分けまして、担当課長さん、また町長の最後のほうには考え方について伺っていきたく思いますのでよろしくお願いたします。それでは1番目のこととなりますが、①となりますが、要するに、平取かつら園は、福祉会が経営されてから30年が過ぎました。今までの入所は50人でしたが、4月からショートステイから5床削りまして入所は55床になりましたが、要するに年々待機者は増えてきております。この介護保険制度の施設の利用は、原則として在宅で介護を受けることのできなくなった場合、要するに、平成26年度の国の制度改正により要介護3以上であることが要件となってきました。それでまず最初に、現在平取町において、要介護3以上の方が、どのぐらいいらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたします。要介護3から5まで、特養入所対象者ということになりますけども、この数が平成29年度の認定段階で103名ということになります。なお、平成28年度については101名、それと10年ほど前の平成20年度については95名という数になっております。ちなみに29年度の要介護者の合計が1から5まで合わせて239人、要支援者については61人、合わせて300名ということになっております。以上です。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

今要介護3以上の方につきましてどのぐらいいるのか課長に伺った理由は、先ほども言いましたように、かつら園の入所は55床、全ての方が3以上であっても入所できなかったのは、現在までであるということは事実でございます。全て100%の要請には答えてはいけないと思いますけれども、担当課として今後、この増え続けていく高齢者のそういう方の対策について、どのようなもと

で進めていくのか、その点についても伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

まずかつら園の今待機されている方、申し込みされて待機している方は30人ほどおります。この中で医療的措置、またほかの施設に入院している方というのもおありまして、こういう方が20名、残りの10名が在宅ということとなっておりますけれども、この10名の方のうち要介護1・2、特養の入所対象とならない方が4名ほどいます。この10名のうちデイサービスの利用者4名、ショートステイ1名、家族での介護を希望する方2名ということで、特養の施設に対してはこういうような待機の状況になっています。これ参考です。それと、今後の対応ということになるんですけども、議員言われるとおり団塊の世代という方々が平成37年度に後期高齢者となる75歳に達し、全国的に高齢者の人口がピークを迎えるということになります。当町におきましても75歳以上の方は現在910名ほどおります。これが平成37年度には970名ほどと推測されておりまして、介護を要する方が年々増えていくものと想定はされています。特養の入所希望者の増加、これについては近隣施設との連携、調整を図って参ります。それと四戸議員言われたとおり、特別養護老人ホーム平取かつら園については、この30年度から入所定員を5名増やして55名ということにしたところです。ただこのかつら園も築30年経過しているということで、今後この施設がどの程度利用可能か、また増築か建て替えか、そういうような検討をする時期がもうすぐ参ると思います。さらには特養と類似する施設、地域密着型の小規模特養とかそういう色々な施設があるんですが、そういうものも必要かどうか、平取福社会と協議をしながら利便性を考慮して、国の補助金、そういうのも考慮しながら町としてどの程度支援できるのか、十分検討して参りたいというふうに思っております。ただ国においては、在宅支援に向けての制度拡充を進めていますので、町におきましても高齢者福祉・介護保険計画に沿って将来の超高齢化社会に向けての各種対策事業を進めて参ります。特に、住民憩いの場としてのサロンの開設支援、短期集中リハビリ訓練、またお年よりなどが生きがいづくりとして行えるボランティアポイント制度の実施、こういう事業によって介護予防の各事業により、介護を必要としない元気なお年寄りが増えるよう各事業を展開して参ります。さらには高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域住民のご理解のもと、医療、介護、介護予防、住まい、見守り、権利擁護など、総合的なサービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んで参ります。いずれにしましても在宅支援の事業展開のほか施設整備につきましても、町としての全体計画、また予算的なものもありますので、どの方法が良いかまた効率的にできるのか関係者の間で十分検討して、議会とも協議を重ねながら総合計画等で審議をして参りたいというふうに思っております。以上です。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

答弁ありがとうございました。まずそういう方が増えるというのはもう現実でございますので、今後担当課としても各関係機関とその対策を十分話し合っ  
て貰いたいというふうに思っております。そこでもう1点、2番目になるん  
ですけれども、これもこの施設のかつら園の一部で行われているデイサービスで  
ございますが、最近では30人を超えるときもございます。さらにこの先、この  
デイを利用する町民の方も増えると予測されます。利用される今の施設は狭く  
て廊下も施設の一部として利用されております。また来ている高齢者も足腰が  
悪くて、当然車いすの方も増えてきております。よくその施設を見ますと裏口  
の玄関も狭い状況でございます。また特に風呂で利用される場合、今の風呂の  
施設での利用は狭くて、本当に不十分だなというふう実感して見ております。  
今そういう状況の中でデイサービスが施設で行われておりますけれども、担当  
課としては、このデイについて、これから増えてくるデイサービスにつつまし  
て、どのような対策を考えてるのか伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたします。かつら園におけるデイサービスについては、現状で1日平  
均23名ほどとなっております。四戸議員おっしゃるとおり時には30名の定  
員がうまる日もあるという状況で、これによってかつら園のデイサービス事業  
については黒字化の方向に向かっているということなのですが、今後高齢化の  
進展によって利用者は年々増加するとやはり推測されます。このことから、近  
隣の施設との連携調整を図って参りますけれども、先ほど申し上げましたとお  
り、かつら園本体とあわせた施設整備の可能性について平取福社会とも十分協  
議を進めて参ります。また町の総合計画では平成32年度に生活支援ハウスの  
建設を予定し、その後年度に財源的なものや人員管理体制などの状況が許せば、  
小規模多機能居宅介護施設、この建設も当課では想定しております。この小規  
模多機能施設は、デイサービス、ホームヘルパー、ショートステイ、また機能  
回復訓練など、要支援の方や要介護1から5までの全ての幅広い方の利用が可  
能ということになります。その中でさまざまなサービスを総合的に受けること  
ができる施設ということで、最近全国各地において整備されているというこ  
とになっております。いずれにしましても、議会とも十分協議の上、町の総合  
計画等で財源的なものも考えあわせ、総合的なまちづくりとして、整備を進め  
ていきたいという考えでおります。以上です。

議長

四戸議員。

10番

今、課長に質問と課長の答弁、こういう状況のことを考えたもとの3番目の質

四戸議員 疑に入っていきたいと思います。平成31年度の4月、平取町も新しい病院が開設されます。計画においては、過去にも課長の答弁もございましたけども、旧病院を解体するというのでございます。それで今までの答弁の中では、跡地の利用については、計画の中では病院の先生の住宅、さらには支援ハウスなどをプロジェクトの中で考えていたようですが、いつも答弁の中で検討していますというような答弁でございましたので、議会としても中身がよくわかりませんので、その計画についてでございますがどこまで進んでいるのか、伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 ただいまの四戸議員のご質問に答えたいと思います。今議員おっしゃられたとおり、昨年度、病院跡地の利用計画も含めました本町地区の公共施設の再配置について検討しております。それは市内のまちづくりプロジェクトという、関係課長集まった会議でございますけれども、その中では、町営住宅、町民体育館、役場本庁、それから生活支援ハウス、消防庁舎など、中長期にわたる本町地区の土地利用をどうするかということで協議をして参りました。その結果、病院跡地につきましては、先ほど保健福祉課長答弁いたしましたけれども総合計画に予定しております生活支援ハウスを中心とした福祉系の複合施設の整備を進めてはどうかということで、現在、具体的にどのような施設整備がいいかというのを、さらに検討しているところでございます。また、その他の公共施設につきましても土地利用の観点から、体育館、それから役場本庁など、それから町営住宅ですね、それらをどこにどういうふうに配置したらいいかということで検討しております、ある程度の計画はつくっておりますけれども、今後さらにそれらの整備にかかる予算の確保をどうするかということで、財源の確保だとか、将来の財政計画を見直しながら今後議会の皆様にも方向性を示していきたいなというふうに考えております。以上です。

議長 四戸議員。

10番 四戸議員 ありがとうございます。何となく理解ができたのかなと思うんですけども、要するにただいまの、課長に申しわけございませんがその答弁だけでははっきり申し上げて理解はできておりません。この件につきましては今までも何度となく、議員の方から質疑がされてきました。今もそうですが、その都度の答えは、今は検討という言葉は使いませんでしたけども、考え方がまだきちんとできていないのかなというふうに理解しております。私たち議員としても、どこまで進んでいるのか本当に知りたいのが事実でございます。また議員であれば、誰しもが町民の方からこの跡地に何を建てるのか、そういうふうに聞かれている議員の方も多いと思います。私も今まで、少なくとも、50人以上の町民からこ

の跡地をどうするのというふうに聞かれております。そのたびに、今、プロジェクトで検討していますとの説明しかできない状況でございました。少なくとも、今後1、2年後のことです。町にとりましても、病院の改築等で財政が大変であることは認識しております。しかし、このことにつきましては、少なくとも議会の委員会や議会に常に報告があってもよいのではないかと私は考えております。その点について課長やプロジェクトはどのような考え方で進めているのか、もう1回伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。今四戸議員言われたように、ある程度のたたき台を今ついている段階でありまして、財源だとかそういう今後の計画も含めてお示しできるようなになれば、議会とも相談しながら実際に今後の本町地区の公共施設等の再配置等も含めて協議させていただいて、それらを含めて見直しも含めて、やっていきたいということで、近いうちにそのたたき台については一度お示しして議会とも協議したいなというふうには考えております。

議長 四戸議員。

10番 四戸議員 その辺本当に重要ですのでしっかりとお願いしたいと思います。今日の質問は福祉の施設の質問でございますので、私の考えていることもありますので、その点についてお話したいと思います。現在は旧病院の跡地について、今、担当課長からいろいろな角度から検討されているとのお話でございますが、先ほども申し上げましたが、これからの福祉の施設は医療と連携された、さらには先ほども申し上げましたけども、要するにデイサービス、日常介護の予防施設、サロンなど、病院を中心に一体化の施設づくりが、私は望ましいと考えております。日本においても高齢者の最大のピークと言われておりますけれども、我が町にとりましても、この先厳しい財政状況が来るのは見えておりますが、高齢者、その家族が平取町で安心して生活できますよう行政もこれからの福祉の施設につきまして重たい腰を上げるべきと私は考えますが、行政はどのように進めようとしているのか、町長、副町長の考え方を伺いたいと思います。

議長 町長。

町長 それでは私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。担当課長のほうからお話があったように、また議員のほうからもお話ありましたように、全国的に少子高齢化の傾向が続く中で、特に、平取町の高齢化率については、33.7%ということで、全国平均より大きく上回っている状況にございまして、2025年の団塊の世代が75歳に到達する平成37年には36%という

ふうに推計をされてございまして、人口減少と少子高齢化の進行によって、さまざまな取り組むべき重要な課題に直面しているところでございまして、これらについては現状を正しく認識しながら、将来を見据えて、町民の皆さんが本当に安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために今後とも各種施策に取り組んでいく考えでございまして、ご質問のように、現在の国保病院の跡地については、ただいま、まちづくり課長のほうから答弁がございましたけれども、若干重複をいたしますけれども、現在庁舎内のプロジェクトチームで計画について検討をしているところでございまして、特に検討にあたりましては、町の公共施設の整備について向こう10か年程度で何を最優先するか、しなければならぬか、そういう施設の洗い出しをしながら、なおかつ財源的なことも考慮しながら本町地区の公共施設等の再配置プランを検討してございまして、その中で病院跡地の利用計画を現在検討を重ねているところでございまして、いずれにしても、新しい病院の開設が平成31年に控えてございまして、できるだけ早くその利用計画のたたき台をお示ししながら、最終的には議会、そして地域とも議論を進めながら取りまとめをしていきたいというふうに考えております。特に議員のほうからも懸念しておりますことについてですが、例えば介護保険施設の整備については同時に介護保険料の引き上げにつながりますことから、今後必要な事業の推進とともに、一方で町民にとって介護保険料の急激な増嵩につながらないように、施設整備と適正負担の両面を総合的に勘案して、今後、議会、関係機関、町民の皆さんのご理解をいただきながら慎重に進めて参りたいというのが一つでございまして、またもう1点は、持続可能な財政運営の関係でありますけれども、町も少子高齢化、あるいは人口減少が進むなかで、将来を見据えて持続可能な財政の健全化に取り組みながら、公共の施設整備を図ることが大事でございまして、いずれにしても一般財源だけでは整備はなし得ませんので、補助金等の確保、さらにはPFIの導入等々も視野に入れながら、弾力的に公共施設の再配置計画も検討していきたいというふうに考えておりますので答弁といたします。

議長

以上で四戸議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は10時50分といたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時50分)

議長

再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。7番中川議員を指名します。7番中川議員。

7番

中川議員

7番中川でございまして、本日は、排水路整備と空き家対策について質問させていただきます。まず排水路整備からよろしくお願いたします。ここ数年、異

常気象で年間の降水量は過去5年間のアメダスデータを参考に見ますと、そんなに降る量は変わらないものの、時期的にゲリラ豪雨のような雨が降ることが年々増えてきているように思います。平取町防災ガイドマップを参考に調べてみますと、貫気別地区、振内地区では地すべり、がけ崩れの危険区域が多く、二風谷ダムから下地区ではほとんどが水害区域地域に指定されていました。このマップは多分、平成15年の災害を参考につくられたものと思われますけども、最近のゲリラ豪雨では、山からの沢水が町民を脅かしているようにも思います。そこで排水対策の管理を行われているか質問させていただきます。洪水対策としまして、一番重要なのが排水路ですが、荷菜から紫雲古津公営住宅地先霞堤までの区間の排水路、これは国営明渠排水路、河川延長5.6キロですけども、平成9年ぐらいにもともとあった排水路を整備し川幅も広くなり、多少の雨でもしっかり排水の意味を果たしておりました。ここ最近では、一部の区間で土砂がたまったり、排水路の側面からの草が伸び放題になっております。町はこの排水路を現在どのように管理しているのか伺いますけども、まずこの排水路の担当課は産業課で間違いないでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

担当課については産業課で間違いございません。

7番

中川議員

先ほど質問していますが、この管理についても伺います。

議長

産業課長。

産業課長

失礼しました。国営明渠排水路、いわゆる去場排水路につきましては、産業課で予算措置をしておりますので担当は産業課というかたちになります。総合計画の中におきましても農業施設等整備事業として、土砂の浚渫及び除草として毎年300万円を計上しているところであります。本年度は土砂浚渫が220万円、除草が80万円ということで、300万円の事業を予定しているところであります。

議長

中川議員。

7番

中川議員

草刈りに300万円、土砂浚渫と先ほど申されていましたが、上げるということですか、それはどこの区域を上げるということなんですか。

議長

産業課長。



産業課長 川下というか沙流川に近いところから、下のほうからやってくるというのが一応作業のやり方としてなっていますので、下のほうからやってきているところなんですけども、毎年毎年やってはいますけども、なかなか上流部まで行っていないというのが実情であります。

議長 中川議員。

7番  
中川議員 今、少しずつやってきているということなんですけども、管理について、目に見えてやっているところというのは、例えば親水公園ですよね。そこは普段は広場ですが大雨で排水が追いつかなかった場合、水を貯めるための貯水地になっていると思いますが、最近の例を見てみますと水害の被害に遭っているのは、主に荷菜、去場、紫雲古津地区であります。今沙流川に関しましては、二風谷ダム、そして、今進められている平取ダムは水量の調整をすることができるので、何とか災害のおそれを少なくするのではないかと思いますけども、最近では災害時、山からの水量の多さに悩まされております。問題点といたしまして、沙流幹線は多くの普通幹線が流入しているため流末に行くに従って水路断面が小さくなっています。越水し、災害が発生しやすい状況にあります。そこで重要になっているのが、荷菜のケナシ排水量や国営明渠排水等であります。これ率直に伺いますけども、予算をもっとつけまして上のほうまで整備するということは考えているのでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 荷菜のケナシ排水路につきましては中山間南事業として今現在取り組んでおりまして、今年、来年、再来年3年間で事業は終わる予定でありますけども、まだまだ国の予算がどのようになるかわかりませんので確定には至ってはおりません。国営明渠排水路につきましては、議員おっしゃるとおり草がかなり生えております。排水路自体が三面張りでないというところに大きな問題がありまして、草が伸び流速を阻害し底に土砂が溜まるという状況になっておりますし、他の排水路から国営明渠排水路に沢水が流れ出て、そこにまた土砂が溜まるというような状況になっていると思います。なかなか5、6キロ全ての改修には多額の費用がかかりますので、毎年少しずつやってきているわけでありまして、町単独の事業としては厳しい事情にありますので、現在町としては、国や北海道に対し維持補修に対する補助メニューの要望を行ってきております。ただ要望だけでは農家さんの不安は消えませんので、緊急性の高いところから総合計画に基づきながら、土砂上げ等については対応しているつもりであります。本年度も春先に事業ヒアリングを受けた際に、開発局及び振興局に対しましては、維持補修について強く要望しているところであります。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

今、要望をしているということなんですけども、本町地区で特に水量が多いのは、クドウの沢、赤石の沢、タンノの沢といったような通常時、幹線として利用しているんですけどもこの幹線は農業用排水路として利用しているため、排水路としては適していません。そこで水量の多い場合はケナシ排水路や国営明渠排水路を利用しています。本来、水田が多く作付けされていれば一時的に水田に水をためておくことができるんですけども、水田活用政策によってほとんどが施設ハウス、また飼料作物、牧草といったようなことに転換されています。草地というのは多少の雨では土に浸透していくんですけども、ゲリラ豪雨のような大雨になると、そのまま草の上を水が走り、排水路へ向かっていきますので排水路の重要性がわかると思います。補助などを探すとっておりますけども、すぐに探せるものではないと思います。また、少しずつでも土をあげて、土砂を上げて整備すると言っておりますけども、少しずつ、キロ数的にやっぱり少しというより、ある程度の長い距離をしていかないと、また大雨が降った場合に同じことになってしまうと思いますよね。それでも、やはり区間を割り切って何年か徐々にでもやっていかないと、結局はまた最初のところが同じように土砂が溜まっていくと思います。そういうことを考えた場合、やはり、普通に補助をすぐ探すなり、ある程度年数を決めて整備するという考えはしているのかどうか伺います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。クドウの沢、赤石の沢、タンノの沢につきましては今現在ケナシ排水路を受け口として事業を進めているところでありますけども、国営明渠排水路の延長に対して町の総合計画における事業推進では足りないというご指摘だと思います。十分わかっているつもりでありますけども、町単独の事業でありますので、先ほど言いましたとおり厳しいところにあります。また本年度の総合計画の際に一定程度検討させてもらいたいなどは思いますけれども、今現在においてどれだけということは言えませんので、議員おっしゃられるとおり計画的にできるように、担当課としても今後、検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

私はこの排水路、整備したからといって洪水を防げるとは思っておりません。対応策としまして色々な検討課題もあると思います。今、下地区に限ってでございますけども、幹線への流入、河川への検討、また幹線用水路の整備検討、それから支線用水路の整備検討、また国営明渠排水路への放水検討、これは一

部の地区から放水の理解を得られない状況も得ております。色々な検討課題があると思いますけども、一つ一つこなしていくことが重要だと思っていますので、補助事業を探すなり、また年数を割って整備するという考えをこれからも早めにお願ひしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。次に今の問題に付随しますけども山からの沢水の排水路について伺います。基本的に、その他の排水路といたしまして、各地区維持管理組合が管理している排水路、これは改良区関係と思います。それから普通河川が流入している排水路があります。一般に沢水のことですけれども、これは多分建設水道課が管理しているのではないかと思います。山からの沢水というのは、平取町は森林が全体の84.5%を占め山に囲まれた町なので、もう沢水に対して排水路が数多く整備されていると思いますけども、その一つ一つの管理はなされているんでしょうか。例えば、排水路まわりの草刈りや老朽化しているか、していないかという確認はしているのかどうか伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

水田の中の排水路につきましては基本的には維持管理組合さんのほうにお願いをしているというかたちだと思います。おっしゃられているとおり、普通河川及び無名川につきましては、基本的には建設水道課の対応になりますけれども、水田の排水を流している場合につきましては、町内において、建設水道課と産業課が内部協議をし、都度、都度、協議をしながら対応してきているつもりであります。ですから水田内における排水で不具合があれば、窓口としては産業課が受け庁内で建設水道課と協議をしながら、どちらかで対応するというふうな作業を行っているところであります。

議長

中川議員。

7番

中川議員

今、窓口は産業課と言いましたけども、産業課といたらやっぱり農業関係に関わっている部分だと思いますよね、関わっていない部分も産業課なんですか。

議長

産業課長。

産業課長

農業関係に関わっていない排水路ということですか。

議長

中川議員、その辺もう少し詳しく。

7番

中川議員

例えば砂防ダムから、砂防ダムはたぶん産業課で管理していると思いますけども、砂防ダムから落ちてくる水、そしてそこから農業関係というよりは山の中

を走っている排水路ありますよね。あれに関しても産業課でやるということな  
んですか。

議長

産業課長。

産業課長

砂防ダムから落としている水につきましては砂防にかかわる流末については、  
林務で一部対応しますが、それ以降の沢水等については建設水道課が対  
応になります。基本的には。

議長

中川議員。

7番

中川議員

わかりました。今ちょっと聞きたいことは、そのところなんですけども、先  
ほど産業課長がおっしゃった、今、この共有している排水路、例えば沢水が流  
れてきて、そこにも農業用排水路もなっているという排水路のことを聞きます  
けども、一つに水稲耕作者の減少のため排水路の維持管理ができない地区もあ  
ると思います。そういった場合水田排水路と沢水の排水路の両方を兼ねている  
場合、施設が老朽化しており排水機能が低下している箇所については、修繕を  
しなければなりません。その場合、負担割合についてお聞きしたいんですけど  
も、こういう場合どういうふうになるのでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

おっしゃられていることは、今現在トラフが入っていて、そこを修繕するにあ  
たっての負担割合だというふうには考えますけども、トラフ入れる際に対応し  
た事業が農業サイドなのか建設サイドなのかというのがよく言われるところで  
ありますけども、正直災害等で対応している場合は一番メリットの高い事業を  
活用していますし、一般的な事業でも補助率の高い事業で対応していますから、  
入れたときの事業によって建設サイド、産業サイドという分け方はしたくない  
というのが私たちの考え方であります。その都度、その都度、協議をさせてい  
ただいて現場では対応したいなと思いますけども、その時、要は設置する町と  
利用する農家さんの負担割合はいかがなものかというご質問でよろしいです  
か。

議長

中川議員。

7番

中川議員

そういう質問になりますけども、負担割合は一応聞いておきますけども、ちょ  
っとその辺、一番私が聞きたいのはこの問題が起きて、私もちょっと問題が起  
きて、町のほうに言ってくれということなんで言いに来ましたら、まずこうい  
う施設を両方が兼ねている施設をまず補助事業で直した場合に、例えば土地改

良区の土地であれば、土地改良区が管理しなければなりません。しかし、もし建設水道課の補助で直した場合には、その管理についてはやはり産業課というか、土地改良区でやるということなのか。その辺のところちょっと職員のほうもよく聞いてもわからないままです。その辺のところはっきりしてもらいたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 私のほうにもちょっと関係あるんで私から答えます。産業課長言ったとおり、つくる時は農業でやろうと建設サイドでやろうと、それはそれでいいんですけども、一番補助率とか高いやつでやると。その後の管理の話なんですけども、今言ったように農業の排水と山からの水、うちの管轄なんですけども、その部分が併用している場合ということになれば、その都度担当課としてはその兼ねてあるのであれば、とりあえず産業課のほうに言ってもらって、あと内部で、改良区も交えて本当の農業なのか土地改良区なのか、建設なのか、その辺状況に応じて、主に排水と言っても山からの水が多いよねとなれば私たちのほうになりますので、とりあえず産業課、兼ねているのであれば産業課に連絡していただいて、あと内部で協議して、そうしたらどっちがどう直すということをやりたいというふうに思います。その段階で、例えば改良区になるのであれば負担金云々という話も出てくるんですけども、それはその都度やっぱり協議してということになるかなというふうに思います。

議長 中川議員。

7番 中川議員 今、話を聞いてわかりました。一応窓口はほとんどが全部産業課ということですよ。そして内部で調査して、補助に対してもそこで考えていくということでもよろしいですよ。わかりました。私もこういう質問したんですけども、実際にこの町民の人方もどこ行っていいのかわからないんですよ、聞くのが。自分でも、あっちにいたりこっちにいたりして聞いたもので、ちょっとその辺、問題なのかなと思って一応聞いてみたわけなんですけども、一応窓口は産業課ということわかりました。それでは、次に砂防ダムについて伺います。防災計画の中に災害が発生しやすい危険な沢が計画書の中に載っていると思いますが、大雨が降った場合、山には砂防ダムがこの土砂の流出を抑えている役割をしています。国営明渠排水路に土砂が堆積するということは砂防ダムの機能は発揮しているのにもかかわらず、それ以上の土砂が流通していると考えられます。将来的に流出防止方法などということは考えておられるのか、その辺のところお聞きしたいと思います。

議長 産業課長。

産業課長

土砂の流出防止方法ということなんですけども、現在、山において川上における山林伐採等々が影響しているのではないかというふうにおっしゃる方もいますけども、山を切り開いて大規模に草地などにしては保水能力が落ちますので、そういった場合は大量の沢水を発生させて、周辺の山腹を崩壊させ、土砂の流出になるというふうには考えております。しかし今の森林経営、普通の森林経営は、皆伐跡地は必ず植樹をするという更新伐というのを推奨しておりますので山林の荒廃を防いでいるというふうには考えております。しかし土砂流出の大きな原因は、山林荒廃による山腹崩壊が原因であるということが多いので、引き続き適正な森林管理については、所有者等に訴えていきたいなというふうには考えております。あわせて土砂流出が激しい現場につきましても道に対して治山要望を現在も出してありますし、町民の方、農家の方から要望があった場所については、担当者が一度現地を踏査した上で、翌年度の春、道に対し治山施設の設置について計画要望を上げているというのが現状であります。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

私は土砂が流出するということは、砂防ダムはあるんですけども、その上にもう1個砂防ダムをつくれればいいのかと簡単に思ったんですけども、実際にやはりそんなもの幾らつくっても同じことだと思えます。そして一番肝心なことはやはり先ほど課長がおっしゃられた古くから人々がやってきた森林育成ですけども、山林は雨水を一時的に蓄えて徐々に時間をかけて放出する役割を持っています。雨水が一度に集中して流れなければ浸食作用も少なくなるはずで。また樹木の根は地面をしっかり固定して破壊しにくくしています。そういった森林育成の指導というのは先ほど課長もおっしゃられましたけど、それを強く要望していてももらいたいと思えます。そこでこの質問の最後に、町長にお伺いしますけども防災体制についてお聞きします。町政執行方針の中で町長は生活基盤の整備について、河川の整備については堆積土砂を除去し実施するとともに、老朽化した護岸整備についても取り入れておりましたが、排水路整備については残念ながら取り入れておりませんでした。ぜひ、平取町の排水路の整備についてもお考えいただければなと思えますけども、いかがお考えでしょうか。

議長

町長。

町長

私のほうから答弁いたしますけれども、排水路については区分けは先ほど申し上げましたように、普通河川あるいは無名川、そういったものについては町がきちんと管理しなければならないということで、これまでもやっておりますけども、なかなか土砂堆砂してそれに追いつかないという状況がございますし、

また区分けとして水稻の耕作者が利用している排水路については、基本的には地区の維持管理組合が責任を持って管理をしていくというのが基本だというふうに考えておりますが、ただ災害が発生した場合についてはこれまでどおりそれぞれの地区の負担が増えないように、町も配慮しながら対応しているというような状況でございますので、今後とも土砂除去については、道あるいは国のほうにも要請をしながらできるだけ早く、そういった不安がないように考えていきたいと思っておりますが、特にゲリラ的な豪雨が来ますと国営明渠排水の水位が上がってしまうので、水稻耕作している排水路が逆流するというようなことを何とか止めていただきたいということでございますけれども、これはもう自然災害のことでありますので、水位が上がればどうしても低いほうに流れるという状況でございますので、うちも水門というか、そういったものもありますけれども、できるだけ国営明渠排水に入らないようなこともしながら取り組んでおりますけれども、非常時にはやはり低いところに水がたまるといった状況から一時的にはやむを得ないものというふうに思っております。いずれにしてもそれらについては毎年300万円ずつ、財政状況が許せば予算も確保しながら何とか緊急度の高いところを現地確認をしながら対応して参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

わかりました。なるべく早い整備のほうをよろしくお願ひいたします。続きまして、空き家対策計画について伺います。平成27年の5月に空き家対策特別措置法が施行され、目的として空き家による悪影響が懸念されるため、倒壊による被害、衛生上の影響、不法侵入の影響、害虫の増殖など悪影響は複合的に発生し放置される期間が長ければ危険度が増すことを考えると、古い空き家ほど対策が必要なことが考えられます。また、空き家は今後も増えると予測されます。人口減少や世帯数がこれからは減ると見込まれます。世帯数が減っても同時に家が解体されるということは限らず、空き家が残るケースもあるでしょう。また介護施設の利用で親が高齢になっても、子どもと同居する世帯は少なく実家が空き家になっていきます。また固定資産税の優遇や解体費用の負担も原因の一つではないかと思っております。予算委員会の中で、櫻井議員も質問されておりますけれども、平取町も、平成29年の4月28日発行のまちだよりの中に、空き家調査を5月1日から10月31日まで空き家に関するアンケート調査や近隣住民の方々の空き家の状況について尋ねる場合がございますとうたっておりましたけれども、既に1年がたちますのでこの調査の報告をお願ひしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それではただいまの中川議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、昨年度町内の空き家につきまして、うちの職員が外見から見て空き家と思われる家屋をピックアップしております。その結果約130戸ほどの空き家と思われる家屋がありまして、そのうち実際には人が住んでいたとか、もう既に売買されたとかいう家もありまして、現在121戸が空き家と思われるということでうちのほうでは押さえております。ただ、現在その所有者等について調査を進めております。またこの調査だけでは発見できていない家屋もあると思われることから今年度は税務課にちょっとお願いをしまして、これから7月に発送します納税通知書に空き家に関するお知らせを同封いたしまして、所有者の方に空き家となっている家屋の有無だとか、もし空き家がある場合その建物を今後どうするか、また空き家バンクへの登録の意向など、所有者から情報提供いただくように今準備を進めているところでございます。それらの結果に基づきまして、この空き家情報をデータ化しまして、今後の活用について検討し、計画等に反映していきたいというふうに考えております。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

質問に答弁されておりましたけども、所有者の確認というのは完全に終わっているのでしょうか。終わっていないんですね。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

まだ100%は終わっていないくて、ある程度わかるのはあるんですけど、亡くなって相続が誰になっているとかいう部分もちょうとありまして、その辺は税務課と相談しながらきちんと登記されている家であれば登記簿を見れば所有者わかるんですけども、登記されていない家も多数ありますので、それはどの方が所有者というか納税管理人というか、税金納めているかというのもありますし、また税金のかかってない家屋というのもありますので、古くなってですね。もう税金のかかってない家屋とかというのもありますので、その辺について今調べている状況でございます。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

今答えてもらいましたけど、それともう一つ、この空き家対策に関しまして、平成28年から企画され予算書にもあげられていました報償費の中で、空き家対策協議会委員会謝金とありまして、28年には19万円、29年度は27万5千円と。しかし30年には予算は計上されておりましたけども、実際、協議はなされていたのでしょうか。



議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

当初、28年、29年にこの調査をして空き家計画を策定していこうということだったんですけども、調査のほうがなかなか進んでおりませんで、実際協議会を開くまでには至っていないというのが現状でありまして、今年度につきましてはこの調査を完璧に終わらせて、31年度にはできるようにしたいなというふうには考えております。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

それではこの協議会を開いていないなかで空き家対策計画を立てていくということなんですけども、調査次第ということ考えていくということなんですけども、協議会は調査終わったらやっていくんですよね。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

調査終わった段階で空き家をどうするかということで、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法というのがありますので、それらに基づきまして今後その空き家をどうするかということで、例えば先ほど議員言われておりました、倒壊の恐れのあるような空き家をどうするかとか、そういうのを除去しなければならぬとかという状況があれば、その協議会を開きながらそういう特定空家ということで指定をしていかなければならないということも出てきますので、そういう必要性があれば協議会を開いて計画を策定していくということになります。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

わかりました。空き家対策の第一歩は、市町村が空き家等対策計画を策定することから始まります。先ほどの説明でも町内には数多くの空き家があると報告されましたが、やはり基本的に空き家がある限り、所有者を探すことが原則だと思いますけども、所有者の確認ができると空き家バンクに登録してもらい、家を探している人たちにも有効に活用してもらいことによって、少しでも人口減少にも明るい兆しが見えてくるのではないかと思います。現に今、新規就農者の人たちは真剣に住宅を建てる土地を探しておりますので、ぜひ、空き家バンクの登録を進めてほしいなと思っております。国は財政上の支援措置として、事業費用の一部を国が補助する制度もあると聞いております。そういった制度を利用し空き家対策計画を進めてはと思いますけども、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

空き家対策につきましては、国のほうで先ほど言いました特別措置法というのが平成27年5月26日から施行されておりますけれども、その中で市町村はその区域内で空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して空き家等に関する対策について計画を定めることができると規定されておまして、その中で空き家等の情報の提供、その他これらの活用のために必要な対策を講ずるように努めるものとするということになっております。これによりまして、平成29年度末現在、全国で約44.4%、773の自治体が空き家対策の計画を定めておまして、道内では約30%、日高管内では浦河町のみが策定しておりますけれども、平取町といたしましても現在行っております調査の結果に基づきまして、この対策計画の策定について検討していきたいと思っております、その中で先ほど言っておりました倒壊の危険や、環境衛生上好ましくない特定空き家等の指定の措置、それから空き家の利用促進につながるような支援策について検討していきたいと考えておまして、それら計画の検討につきまして、現在、国の法律や指針によりまして計画の策定を進めたいと考えております。具体的な計画ができた段階で今後、方針を決めて行っていきたいというふうに考えております。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

先ほどは協議会の中で考えていくというふうにおっしゃっていましたが、実際協議会メンバーはどういうふうを考えているか、その辺伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

協議会メンバーがですね、まだちょっと具体的にはどのようなメンバーということではないんですけども、地域住民だとか、あと専門的に固定資産評価委員だとか、建築士だとか、弁護士さんだとかという方にも入っていただきながら、つくっていくというようなかたちになるかと思っております。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

わかりました。次に、条例整備について伺います。以前、平成24年に廃屋について山田議員が質問しております。その中で条例についてもお聞きしております。当時、前副町長の答弁ではこう答えております。「廃屋については当然所有者がおりますので所有権をどう整理するのかという問題が出てきます。その上でどういう条例の内容が必要なのか、それと現在、平取町で制定している景

観づくり条例とどうリンクさせていくのか、その辺の整備が必要になってきます。個人の財産管理には一定の慎重な取り扱いが必要になるのかなというふうに判断されていますので、十分時間をかけながら、必要な条例を制定していきたいと思いますので、空き家の実態把握を十分にしながら、まず有効活用できるのかできないのか、それと、所有者がどうなっているのか、その辺の整備を進めながら必要な条例整備を進めていきたい」というふうにここでは答えておりました。しかしそれから3年がたちまして、平成27年に空き家対策特別措置法が施行され、最近では自治体が空き家に立ち入って実態を調べたり、空き家の所有者に適切な管理をするよう指導したり、空き家の活用を促進できるようにしております。また地域で問題になる空き家を自治体が特定空き家に指定して、立木伐採や住宅の除去などの助言、指導、勧告、命令をしたり、強制執行もできるようにしております。このことから、以前、前副町長が答えておりました、十分時間をかけて整備したいという答えから答えは変わっていないのか、その辺、前担当課であった副町長にお聞きしたいと思います。

議長 副町長。

副町長 平成24年ですね、私、質問に答えた記憶ございまして、そのときに比べてさらに町内の空き家は増加しているというような状況でございます。一自治体として、この辺の景観という視点からも含めてどうしようかということで、やっぱりいわゆる制度と言いますか、条例に則った整備が必要という当時の認識でございましたので、私そういう答弁をさせていただきました。それで今ご質問にあったとおり、この空き家対策についても、本当に全国的に非常に地域の課題として深刻になっているということでございまして、国としても早急この辺を解決するような手だてと言いますか、法の整備と言いますか、そういうのが必要になってきたということでございまして、27年の5月にガイドライン等も示されたということでございますので、この辺も実際、空き家の調査等もなかなか進まなかったという現状もありますので、この辺の国の大きな方向性と絡めて、町として実態調査も急ぎながら、条例制定に向けて作業を進めていきたいというふうには考えてございます。

議長 中川議員。

7番 中川議員 それでは今の副町長の答えでは法にあわせて手続きなどに関する条項を改正したいと、一応法にあわせて、つくる時はつくるということの考えでよろしいんでしょうか。

議長 副町長。

副町長

そのとおりでございまして、いわゆる国としても財政的な支援等の制度等も整備されつつありますので、その辺もうまく活用させていただきながら、そういうものも活用できるようなかたちでの法令に則った下の条例と言いますか、そういうことでの整備を進めたいというふうには考えてございます。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

わかりました。多分、この制度を進めていくなかで難しい問題も出てくると思います。そういった場合そういう条例が必要になってくるというのは当たり前かなとそういうふうに思っております。それでは最後に、空き家の問題というのは非常に難しいことだと思います。しかし、逆の考え方をしてみると、空き家問題の解決は地域の活性化を生むと思います。現に今、テレビ、新聞等でも民泊新法について報道されております。空き家は住宅の空き部屋を宿泊施設として利用することを認め、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が地域の活性化やビジネスチャンスと考えて、新法施行にあわせて農村の生活文化を楽しんでもらう滞在型観光、農泊の取り組みが加速しそうになっております。今、産業課でもトマトの里構想を練っておられると思いますけども、これが実現すると宿泊施設も絡んでくるのではないかと思います。またこの平取町でも仕事している町民の中には家族が増えてくると、町営住宅では狭いので少し部屋数の多い町営住宅を建ててくださいという要望も聞いております。この機会に、ぜひ行政が空き家対策計画を進めてもらい、町民のために空き家を十分利用価値のあるものに変えてみてはと思いますけども、そこら辺の考え方はなされているんでしょうか。

議長

町長。

町長

町としても空き家対策の総合的な計画を策定しながら、活用から撤去まで幅広い対策が必要というふうに考えております。具体的には、総合の窓口を町民の方にもしっかりと認知できるように明確にしながら、また空き家バンク制度、あるいは空き家のリフォーム助成、空き家バンクの解体助成、あるいは老朽空き家等の活用支援事業など、国の制度、あるいは独自対策を検討すべきというふうに考えてございます。特にあの空き家を解体、整理だけでなく、今申されたような農泊のこともひっくるめて、定住促進につながるような総合的な対策が必要というふうに考えておりますので、できるだけ最大の努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長

中川議員。

7番

ぜひよろしく願いいたしたいと思います。他の日高町なりでは建設会社が不

中川議員 動産役割をしてこの空き家のことに関して進めておられますけども、平取町はその不動産屋はなく、そういったものはどうすればいいのかという場合にはやはり行政が先頭を切っていかなければこの問題は進まないと思いますので、その辺のところよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問は終わりにしたいと思います。

議長 それでは、中川議員の質問を終了いたします。続きまして、2番松原議員を指名します。松原議員。

2番松原議員 2番松原です。先に通告しました、公共施設の受動喫煙対策について伺います。厚生労働省は受動喫煙による健康の悪影響をなくし、国民、労働者の健康の増進を図る観点から、健康増進法及び労働安全衛生法により多数の者が利用する施設の管理者や業者は受動喫煙を防ぐための措置を講じるように努めるとされています。国際的にみても、国はたばこの規制に関する世界保健機構の枠組み条約の締結国として国民の健康を保護するため、受動喫煙防止対策の強化を必要と求められております。厚生労働省は、平成22年2月に受動喫煙防止対策のあり方に関する基本的な方向性、多数の者が利用する公共的空間については、原則として全面禁煙とすべきで、屋外においても子どもの利用が想定される公共的空間は受動喫煙防止対策の配慮が必要である。また官公庁、医療施設においても全面禁止が望まれると示しております。6月16日の新聞報道で、衆議院の厚生労働委員会は、15日受動喫煙対策の強化を柱とした健康増進法改正案を可決しました。改正案は、学校、病院、行政機関など、屋内を前面禁止とする新聞記事が載っておりました。平取町としましても、まず庁舎内の受動喫煙防止対策の全面禁煙を推進し、受動喫煙のないまちづくりに取り組むべきと考えておりますのでお伺ひいたします。現在、町の公共施設における庁舎内の受動喫煙防止対策についてはどのような防止対策がされているのかお伺ひいたします。

議長 総務課長。

総務課長 松原議員のご質問にお答えをいたします。役場庁舎等は建物の外に喫煙場所を設け、建物の中は全面禁煙として職務中の職員や来庁者にかかる受動喫煙の防止を図っております。以上です。

議長 松原議員。

2番松原議員 ではふれあいセンターだとか、公民館、各支所等については、どのような対策でしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

喫煙できる場所ではありますが、役場庁舎は職員通用口付近と庁舎裏口付近の2か所、ふれあいセンターは職員通用口付近1か所、中央公民館は正面玄関横と中庭のあわせて2か所、町民体育館は正面玄関横の1か所、アイヌ文化博物館は建物裏口付近の1か所、沙流川歴史館も建物裏口付近の1か所、振内支所は消防庁舎側のボイラー室入り口付近に1か所、貫気別支所は玄関の横に1か所、国民健康保険病院は建物裏口付近の1か所、となっております。いずれも建物の外に設置しているものでございまして、建物の中は先ほど申し上げましたように全面禁煙といたしているところでございます。以上です。

議長

松原議員。

2番

松原議員

喫煙所は外ということになっているということですね。それでは次に2点目なんですけども、公共施設のなかで学校などの敷地内は禁煙が必要。未成年者や患者が主に利用する施設については受動喫煙の影響を防ぐ必要が高いため、より厳しい敷地内禁煙とされていますけども、当町の学校施設についてはどのような対策をされているのかお伺いいたします。

議長

生涯学習課長。

生涯学習  
課長

お答えいたします。まず町内の学校施設ということではありますが、まず受動喫煙防止対策としまして、現在は建物内が全面禁煙ということになっておりまして、その周知、指導をしているところでございます。それで喫煙場所ということではありますが、その中で特に学校関係で指定した場所、灰皿置いた場所ということはございません。近年、喫煙する方も非常に少なくなっているということで喫煙する方は学校の裏口など子どもの目の触れない場所などで、野外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のために配慮しているという状況でございます。灰皿におきましては個人の携帯ということで利用している状況でございます。ただ全国でいいますと、松原議員がおっしゃいました敷地内ということになっておりますが、平成29年度ではまだほぼ9割方が、敷地内の禁煙ということになってきております。このことから、平取町におきましても、来年4月から建物、敷地内の全面禁煙ということで今、校長会なりでお話しているところでございます。より学校環境の受動喫煙防止の対策をさらに進めるということで考えております。ご理解願いたいと思います。

議長

松原議員。

2 番 松原議員	学校関係ですので、できるだけ敷地内は禁煙という方向性に向けていただきたいと思っておりますけども。今、これと高校なんですけども高校も同じなんですか。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	道立高校等は敷地内ということでなっております。
議長	松原議員。
2 番 松原議員	それと医療関係なんですけども、医療関係はやっぱり患者のことということで、そういう施設は、全面敷地内は禁煙というかたちとっている方向に向けているんですけども、町立の場合は裏口ということなんですけども、振内や何かの診療所についてはどうなっているのでしょうか。
議長	病院事務長。
病院事務 長	振内の診療所も建物内は禁煙ということで特に喫煙場所というのは設けてはおりません。
議長	松原議員。
2 番 松原議員	医療関係は特に、やっぱり敷地内は禁煙の方向に向けていくべきではないかなと思います。次に福祉施設の関係なんですけども福祉施設について、かつら園だとか、そういうたくさん集まる場所についてはどのようなかたちになっているのでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉 課長	町の関係の福祉施設については、例えば児童館、発達支援センター、振内の児童館等ございますけども、同様に施設内は禁煙ということになっております。他の施設と付随しておりますのでふれあいセンターの裏口の1か所あるいは振内支所の特定の場所ということで、喫煙される場所というのは設定されております。以上です。
議長	松原議員。
2 番	喫煙場所はきちんとされているんでしょうけども、次に、特に町民から意見が

松原議員 出ています公共施設の中でも各生活館の関係なんですけども、これで受動喫煙防止の対策についてはどのようになっているか確認いたします。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 町内の生活館等の施設については、現状としては役場支所等もあります貫気別生活館ですとか、あるいは町民センター、紫雲古津生活館については分煙がされているというような状況になっています。またそのほか小平生活館でも、屋外には灰皿等がありますけども、完全に禁煙、分煙というかたちにはなっていないという状況です。施設管理者に対しては特に町からは施設内分煙については具体的なことは示していないというのが実態です。また今回、ご質問にはありませんけども他の町はどうかということで何町か聞いてみました。日高町では生活館として禁煙はしていないと。新冠町については各施設禁煙となっていると。むかわ町については自治会で管理をしているけども特に取り決めをしているわけではないけども屋外に灰皿を置くなど施設内では吸えない状況をつくっていると。新ひだか町については9月1日以降、施設内の全面禁煙ということで町の方針を立てて現在自治会と協議を行っているという状況です。

議長 松原議員。

2番松原議員 特に生活館について色々な意見が出ておりますので、やっぱり町としましてもこれは原則建物の中は禁煙というかたちで、ぜひさせていただきたいと思っておりますけども、これからの対策として各自治会だとかについての話だとかそういうのはどのように考えているかお伺いいたします。

議長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。松原議員の質問にあるとおり、受動喫煙に関しましては今健康増進法の改正に伴うように、非常にやはり健康に悪影響気もあるということが立証されているということが発端になっているということでございますので、明らかにこれは法制化されるということでございますし、また東京オリンピック、パラリンピックを契機に、この受動喫煙対策については世界レベルまで持っていこうという国の方針もございますので、平取町としてもそういうものに則った受動喫煙の対策をしなければならないという認識でございます。公共施設、今のところ敷地内ということになっておりませんので役場等では屋外での喫煙場所を設けておりますけれども、やはり受動喫煙ですので場所によっては吸わない方がそういった影響を受けるというようなこともございますので、そういった場所についてもまた再検討して対応したいと思っておりますし、それから生活館のことについては今までの色々な経過等も含めて、原則、建物



内の全面禁煙という方向で検討させていただいて、今までの経緯もありますので管理者の方々との協議ですとかそういうものも踏まえてこういった方向に持っていきたいというふうには考えてございます。

議長

松原議員。

2 番  
松原議員

これからの健康志向ということと、国も禁煙ということで進めていくというような方向性になっておりますけれども、やっぱり実際に行政が中心となって、各町民にPRや喫煙者に理解を求めるようにして取り組むべきと考えております。特に、学校関係だとか医療機関については全面的な施設内禁煙だとか、そういうことを理解を求めながら受動喫煙のないまちづくりに取り組むべきと考えておりますけれども、望まない受動喫煙防止については喫煙室や副流煙の出ない場所の設置が急がれると思っておりますけれども、この点、そういう検討を早急にやっけていけるのかどうか、お伺いいたします。

議長

副町長。

副町長

答弁重なりますけれども、やはり受動喫煙の悪影響も鑑みながら、ご質問のとおりの方角性で町としても対応して参りたいと考えております。

議長

松原議員。

2 番  
松原議員

ぜひ早急にたくさんの人が集まる場所については、禁煙というかたちをとって方向性に向かっていっていただきたいと思っておりますので、これで質問を終わらせていただきます。

議長

松原議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は1時といたします。

(休憩 午前 11時53分)

(再開 午後 1時00分)

議長

それでは再開をいたします。

日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてご説明をいたします。人権擁護委員に次の者を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。意見を求める理由につきましては、現在人権擁護委員でございます振内町の渡辺隆之氏が都合により辞職願がありましたので、渡辺氏の後任として新たに振内地区から推

薦するものでございます。意見を求める方は、住所、沙流郡平取町振内町116番地3、氏名、福澤早苗氏でございます。生年月日は昭和47年11月25日45歳でございます。次のページをご覧くださいと思います。経歴概要でございますが、学歴は、平成3年3月に北海道平取高等学校を卒業され、職歴は、ここに記載のとおり平取農業協同組合勤務の後平成11年11月1日から現在まで有限会社福澤設備工業勤務されてございます。主な経歴につきましては平成24年4月1日から現在まで平取町文化連盟の理事、そして26年4月1日から28年3月31日まで平取町生涯学習委員として活躍されております。人格識見も高く適任者でございますので、議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として、福澤早苗氏を推薦することとして、答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、福澤早苗氏を推薦することとして答申することに決定しました。

日程第7、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町字貫気別96番地10、氏名、粒来政美氏でございます。生年月日は昭和29年3月11日64歳でございます。次のページをご覧くださいと思います。経歴概要については、以下のとおりでございますが、公職歴の一番下の段にございますように平成27年8月7日から現在まで、平取町の固定資産評価審査委員としてご尽力をいただいております。引き続きの継続を求めるものでございます。人格識見も高く適任者でありますので、引き続き、議会の同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第8、議案第2号沙流川アート館条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ  
施策  
推進  
課  
長

それでは、議案第2号沙流川アート館条例の制定についてご説明を申し上げます。沙流川アート館につきましては町の財産であり、利用がされている状況にありながら、各集会施設等の条例には含まれてないことから、この度、次のとおり条例を制定するものでございます。6ページをお開き願います。第1条、目的として美術を主とした芸術文化の振興と普及のため、創作活動等の場を提供し町民の福祉の向上及び文化芸術活動の推進に寄与するため沙流川アート館を設置するとしています。この目的につきましては現状の利用状況に基づいた目的としておりまして、町民の福祉の向上という部分では自治会活動にも利用されていることからこのような文言を加えているところです。第2条の名称及び設置場所につきましては、名称は沙流川アート館とし、設置場所につきましては沙流郡平取町字川向33番地8としています。第3条の事業としては、第1号として芸術文化に関する学習及び創作活動に関すること。第2号としては、芸術作品等の展示及び展覧会の開催に関すること。第3号ではその他目的を達するために必要な事業としています。第4条の管理運営委員会の設置、また第5条の管理運営委員会の組織につきましては、現状と同様に沙流川アート館の運営委員会を設置をして、委員につきましては町長が委嘱をして、任期は2年とし、委員会の構成は別に定めるとしています。別に定めることにつきましてはこれまで同様の内容で沙流川アート館運営委員会規定を定めることとし、規定には運営委員会の協議事項、委員の構成などを定めていきたいと思っております。委員の構成としては川向自治会の正副会長をはじめ、これまでのメンバーに加えて教育委員会の生涯学習課長を加えたいと思っております。また事務局としては引き続き、アイヌ施策推進課があたることとしていきます。第6条の職員ではこれまで同様アート館に管理者を置くこととし、施設等の保全管理を行うこととしています。第7条、使用許可については使用する方は使用許可申請書を町長に提出をして、申請があったときは運営委員会で協議をし許可の可否を決定することとしています。第4項で可否に関する基準については別途使用基準を定めたいと考えています。第8条使用の許可、第9条使用の制限については、その他の集会施設の条例と同様に定めるものでございます。第10条作品等の管理につきましては、使用者の責任において管理するものとしています。続きまして、第11条の原状回復の義務については使用した施設を元の状態に戻す、原状回復するということを定めています。第12条使用料についてですが、議案書の8ページをお開き願いたいと思います。基本的には、現行の使用

料をもとに使用料を設定していますが、ギャラリーの部分について新たに設定をしています。これにつきましては、現状では入場料無料で展示会等を行う方ばかりですが、今後においては展示会を行う方が入場料をいただきながら行う場合を想定し定めたものとなっています。また、冬季の使用料のアトリエについては備考欄に暖房機は個人負担と記載していますが、現状のアトリエについては作家さんが反射式ストーブなどを持参して暖をとっているという現状にあわせたものとし、このような表現を入れてあります。また別表の下段に4項目ほど記載がされていますが、その中の2番目につきまして、アトリエの電気料については子メーターをつけて電気料の実費について負担をいただいていますので、使用者が負担をするという表現にしております。議案書7ページにお戻り願います。第13条使用料の還付につきましては、他の集会室と同様に定めています。第14条損害賠償の義務につきましては、使用者の損害義務を定めています。第15条委任として、必要な事項は町長が別に定めるとしてありますが、前段説明したとおり今のところ運営委員会の規定ですとか、あるいは使用許可基準について定めていきたいと思っております。附則、この条例は平成30年7月1日から施行するものです。なお本条例、別途定める規定につきましては、6月7日に開催されました総務文教常任委員会においてご協議をいただいているものです。以上、説明を終了いたしますがご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第2号沙流川アート館条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第3号につきまして、ご説明申し上げますので議案書の10ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3292万4千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正によるものとしてあります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明

申し上げますので議案書の16ページ上段をご覧ください。科目は3款1項7目共同作業場費13節委託料で、金額800万円を減額し、同じく21節貸付金で800万円を増額することにより、節の組み替えを行うもので7目合計での増減はありません。これは30年度当初予算において町が国から農山漁村振興交付金を受けて農泊推進事業を行うこととして委託料で計上したものでありますが、国の事業説明会において、事業主体に市町村は該当しないことが明らかになったことから、農協、商工会、森林組合、アイヌ協会など町内の主要な組織、団体で構成する平取町地域活性化協議会を主体とする事業申請を提出して、この度、採択されたことから予算の補正を行うものであります。当初予算の委託料800万円を0円とし、その全額を貸付金に振り替えることにより、町から活性化協議会に対して事業資金の全額に相当する金額を貸し付けし、活性化協議会はこれにより事業を開始し、平成30年度末の事業終了後に交付される国からの交付金を受けた段階で町にその全額を返済するものであります。この事業は、平取町への来訪者の増加を図るため、現在、二風谷に整備中の地域資源活用交流促進施設の機能を兼ね備える民芸品共同作業場の供用開始に備えて実施するもので、観光に関する地域資源の調査、町内で生産される農産物の収穫体験や民芸品共同作業場における作業見学、制作体験などの滞在型体験プログラムの開発と情報発信を行うとともに、観光プランの企画、宿泊施設、飲食店、特産物販売店、農林業者との連携システムの構築などとして、交流人口の拡大と滞在型の文化体験エリアの構築を目指し、平取町ならではの農泊事業を推進しようとするものであります。次に下段をご覧ください。科目は5款1項2目農業振興費11節需用費4万円、13節委託料216万円、2目合計220万円を追加するものであります。これは5月の議会臨時会で補正予算の議決をいただいた、びらとり農協トマトジュース工場の機械施設改修工事を行う中山間地域所得向上支援事業について、その最終目標は、農業者の所得向上を図ることにあることから、この事業のメニューの中のソフト事業である所得向上推進事業を実施して、トマトジュース等の加工品の需要動向調査及び国内外への流通戦略の策定を行うことで販売力のさらなる強化を図り、道内外で開催される商談会やイベントへ積極的に参加するとともに、トマト加工品の輸出を行うため、海外の実情視察を行ってマーケティング調査や輸出に向けた課題を探り、事業終了後に報告会を開催することなどが主な内容となっており、町、びらとり農協、食品流通業者等で構成する平取町トマト加工事業推進協議会、これは（仮称）であります。これを新たに設立してこの事業を同協議会に委託するもので、TPP、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、加盟国間の貿易促進を図る政府からの100%の補助を受けて実施するものであります。13節委託料216万円は、このための予算で、11節印刷製本費4万円は報告会の資料を印刷する経費となっております。次に、17ページ上段をご覧ください。科目は8款1項2目災害対策費8節報償費14万円、9節旅費8万9千円、11節需用費7万1千円、2目合計で30万円を追加するものであ

ります。北海道市町村振興協会から100%の補助を受けて、本年10月と12月に防災講演会並びに災害図上訓練を内容とする地域づくりセミナーを開催するもので、これに必要な講師謝礼、旅費、チラシ作成、消耗品購入などに要する予算を補正するものであります。続いて下段10款2項2目農業施設災害復旧費13節委託料、金額130万円の追加であります。平成28年8月22日から23日にかけての台風により被害を受けた岩知志の池売頭首工の災害復旧工事について、本年5月に会計検査を受けたところ、現地において、沙流川河川左岸護岸工事のかごマットの一部に沈下が見られるため、検査官から、当該箇所に関する応急処置、原因の究明と対策、復旧工事の内容について、会計検査院に対しその状況を逐次報告するよう求められたことから、このことに関する調査設計委託に必要な経費を追加するものであります。歳出は以上です。一方、歳入につきまして13ページの上段をご覧くださいと思います。科目は14款2項2目1節、金額800万円の減額であります。これは歳出16ページ上段でご説明いたしました農泊推進事業について、町が事業主体でなくなったことから、当初予算で予定していた国からの農山漁村振興交付金800万円の歳入を減額するものであります。続いて、13ページ下段、科目は15款2項4目1節農業費補助金、金額220万円を追加するものであります。これは歳出16ページ下段でご説明いたしました、中山間地域所得向上推進事業220万円の100%財源となるもので、全額が国から北海道を通じて町に交付されるものであります。次に、14ページ上段、科目は19款1項1目1節繰越金、金額130万円を追加するものであります。これは今回の補正に関して、対象となる補助金、交付金、助成金などの特定財源を充てた上で、なお不足する財源を平成29年度繰越金に求めようとするものであります。続いて、下段をご覧ください。科目は20款4項9目1節平取町地域活性化協議会貸付金元金収入、金額800万円を追加するものであります。歳出の16ページ上段でご説明いたしました農泊推進事業に関して、町が地域活性化協議会に貸し付けを行い、その返済を受ける際に必要な予算措置となっております。次に、15ページ上段、科目20款5項1目2節雑入、金額30万円を追加するものであります。これは歳出17ページ上段でご説明いたしました地域づくりセミナーを開催するための予算の全額について公益財団法人北海道市町村振興協会から助成金を受けるものであります。以上、平成30年度平取町一般会計補正予算第3号につきましてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第3号平成30年度平取町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由を説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは議案第4号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては6月14日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、町民総合グラウンド改修工事、工事場所、沙流郡平取町本町113番地1、工事概要につきましては、クレイ舗装、A=1万1460平方メートル、地下暗渠工L=1405メートル、グラウンド柵工一式、U型側溝L=215メートル、スコアボード(LED)一基でございます。請負金額は1億5012万円、請負契約者は沙流郡平取町字荷菜40番地6、株式会社小林組、代表取締役小林史明氏でございます。なお、工期につきましては平成31年2月28日でございます。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の4者でございます。落札率につきましては97.0%ございました。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第4号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第11、報告第1号繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分についてご報告いたしますので、議案書の18ページをご覧いただきたいと思っております。地方自治法施行令第146条第2号の規定により繰越明許費繰越計算書を作成し、議会にこれを報告するものであります。19ページをご覧願います。平成29年度予算の一部を30年度に繰り越した予算の内訳は、次のとおりであります。科目は、5款農林水産業費1項農業費、事業名、担い手確保・経営強化支援事業、金額600万

円であります。これは平成30年3月議会定例会において予算補正の議決をいただいたもので、振内町と岩知志の2軒の農業者によるトラクター及びフロントローダーの導入事業にかかるものであります。次に、10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、奥地林道二風谷線災害復旧事業、金額1億5805万円。これは、平成29年12月議会定例会において予算補正の議決をいただいたもので、平成28年8月22日から29年8月24日までに発生した、奥地林道二風谷線の地すべり災害にかかるものであります。合計は1億6405万円で、財源内訳は、合計で、未収入特定財源、国、道支出金が1億6194万6千円、地方債180万円で、町の一般財源は30万4千円となっております。これらの事業はいずれも平成29年度において事業の完了ができなかったことから、地方自治法第213条第1項、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては翌年度に繰り越して使用することができるとの規定に基づきこの予算を、平成30年度に繰り越したものであります。以上、報告第1号繰越明許費繰越計算書、一般会計分について報告させていただきましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第11、報告第1号繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告を終わります。

日程第12、報告第2号継続費繰越計算書(平取町国民健康保険病院特別会計)の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

報告第2号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費繰越計算書の報告をいたします。20ページと計算書は21ページになっておりますので、そちらのほうをご覧ください。本報告につきましては平成29年度から平成30年度までの2か年を設定期間といたしまして、平成29年度に定めました平取町国民健康保険病院新築工事と平取町国民健康保険病院新築工事監理委託業務にかかる継続費のうち、平成29年度の年割額の一部または全部につきまして、翌年度に繰り越す額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、逡次繰越額並びに財源内訳等につきまして、ご報告をさせていただくものでございます。継続費につきましては地方公営企業法等におきまして、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、その額を継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができるという規定に基づき、本体工事にかかる平成29年度の年割額、8億5100万円のうち、平成29年度内の支出額5億9180万円を除いた残額の2億5920万円を当該年度内に支出できなかった経費として、翌年度に逡次繰り越しをして使用するものでございます。もう1件の工事監理委託業務についても、



平成29年度の年割額1千万円としておりましたが、平成29年度に支出がございませんでしたので、全額の1千万円を翌年度に通次繰り越しをして使用するものでございます。なお、通次繰越額並びに財源内訳等につきましては継続費繰越計算書に記載のとおりとなっております。以上で平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第12、報告第2号継続費繰越計算書(平取町国民健康保険病院特別会計)の報告を終わります。

日程第13、報告第3号請願審査の結果報告について。

日程第14、報告第4号陳情審査の結果報告について。以上2件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第13、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、報告第3号については報告どおり採択と決定しました。日程第14、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第4号については報告どおり採択と決定しました。

日程第15、請願第2号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める請願について、

日程第16、請願第3号、地方財政の充実・強化を求める請願について、

日程第17、請願第4号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の敗訴を含めた見直しを求める請願について、以上3件を一括して議題とします。この3件の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。10番、四戸議員。

10番

10番四戸です。提出されました請願3件につきましては6月15日に開催さ

四戸議員

れました議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり、常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみております。請願第2号、3号、4号、この3件につきましては総務文教常任委員会へ付託としておりますので議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第2号、請願第3号、請願第4号については、総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願2号、3号、4号については総務文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第18、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第18、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。休憩します。休憩中に追加議案の配布を行います。

(休憩 午後 1時35分)

(再開 午後 1時37分)

再開します。

お諮りします。意見書案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って意見書案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第3号について、提出議員からの説明を求めます。1番松澤議員。

1番

松澤議員

それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第3号について、原案のとおり、可決しました。

お諮りします。意見書案第4号障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書(案)の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第4号について提出議員からの説明を求めます。1番松澤議員。

1番  
松澤議員

それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第4号について原案のとおり可決しました。お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第2号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等

を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。諮問1件で答申1件、議案4件で原案可決3件、同意1件。報告4件で採択2件、報告2件。請願3件で委員会付託3件。意見書案2件で原案可決2件。承認2件で決定2件。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成30年第4回平取町議会定例会を閉会します。ご苦勞様でございました。

(閉 会 午後1時50分)